

2018年6月22日

No.304

又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 松井 研一朗

富山市下新町 8-16

TEL 076-441-0800

HP: www.s-mataichi.com

総務委は、5月24日に統計法等の一部改正案を審議しました。法案は、公的統計の効率的作成、公的統計に係わる行政機関の責務の規定等を定めるもので、社民党は統計の活用を促進するものとして賛成しました。

公文書の改ざん、虚偽答弁が行われた場合の大臣の出处進退について

冒頭、又市征治議員は、財務省が公文書の改ざんに関する調査報告をまとめたことにふれ、総務省において同様なことが起きた場合、野田大臣は自ら出处進退についてどのように考えるか質しました。

野田大臣は、大臣として不祥事の再発防止策を確認してから、自分の身の置きどころは決めていかなければならないと答弁しました。

証拠に基づく政策立案が強調される背景は何か

又市議員は、自らの政策を自画自賛するような統計だけを用いる安倍総理の手法を批判し、さらに今回の法改正の土台となっている統計改革推進会議の最終取りまとめでは、日本では、政府の政策立案が統計や業務データなどが十分には活用されず、エピソードベースで行われているとの指摘があるが、なぜ証拠に基づく政策立案が強調されるようになったのか見解を求めました。

白岩内閣官房内閣審議官は、証拠に基づく政策立案と政策立案に必要な統計データの作成は車の両輪として位置づけられていると説明するのみで、又市議員の質問には答弁しませんでした。



統計の科学性はどのように担保されるのか

又市議員は、消費税増税の影響が基準の異なる統計によって異なって示されることや、恣意的な統計が法案の正当性を論証するために利用されている例を示し、統計の取り方によって種々の結果が導きかれるが、統計の科学性はどのように担保されるのか質しました。

三宅政策統括官は統計法において、統計は適切かつ合理的な方法で作成されなければならないと規定され、行政機関もこの理念に則って作成する責務を負うと答弁しました。また総務省も、国の行政機関が新たに統計調査を行う場合や、変更する場合には統計委員会に諮問し、専門家から意見を聞き審査しているとのことでした。

統計の二次的利用の目的について

さらに又市議員は今回の改正で相当の公益性がある場合、統計の二次的利用が可能となったがその範囲、また経団連が企業の商品開発や市場分析などの活動にも利用できるようにと要請しているが、それについての対応を質しました。

三宅政策統括官は、学術研究の発展に資するものや、官民データ活用推進基本計画で重点分野として指定されているものを想定しており、経団連からの要請については条件に適合するかどうか個別に検討するとの意向が示されました。

又市議員は、私企業の営利目的による公的統計の利用は、公益性と企業活動の線引きを厳密にすべきだと述べました。その他、又市議員は、統計の役割が強調される一方で、統計に係わる人件費等のコストについて3年間で官民合わせて2割削減を目指すのは問題だと指摘しました。